

育児に関する前進的回答を勝ち取る！

対象となる子の年齢を小学校6年生まで引き上げ！

市労連（市教組）は1月17日、市当局（教育委員会）に対して、2023年賃金確定・年末一時金闘争についての第3回団体交渉を行いました。給与改定及び一時金については、11月8日の第2回団体交渉ですでに確認していることから、今回は、それ以外の勤務労働条件を中心とする確定要求項目に対する市側回答が示されました。

職業生活と家庭生活の両立支援に関わって、市側より育児職免の拡充や夏季休暇の取得期間拡大などの提案がありました。育児職免については、対象となる子の年齢を小学校6年生までとし、取得時間も120分まで拡充するとしました。夏季特別休暇については、業務の都合等により当該期間内に休暇を使用することが困難な場合、所属長の承認があれば、取得期間を6月1日から10月31日まで拡大できるとしました。

市労連（市教組）は、多様で柔軟な働き方が可能となる制度改善であるとの認識を示したうえで、職場状況等を十分に把握するとともに、誰もが取得しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むよう求めました。

55歳昇給停止の課題については、定年引上げに伴い、10年間の昇給が抑制されることとなり、高齢層職員の執務意欲の低下は必至であることから、廃止を強く求めました。

その他、人事評価制度については、昨年の交渉において一定の改善が図られましたが、市労連（市教組）としては、相対評価そのものが公務に馴染む制度ではないという認識であることから、引き続き、相対評価の給与反映については、廃止を求めていくとしました。

市労連（市教組）としては、これまで求めてきた経過からすると満足できる内容とは言い難いが、2023年賃金確定闘争における一定の到達点として、市当局（教育委員会）の回答を基本とし、今後、必要な協議に関しては、市当局（教育委員会）の誠意ある対応を求めて、団体交渉を終了しました。

なお、提案文書は右側と裏面に掲載

育児職免の拡充について

仕事と育児の両立支援にかかる環境を整備するため、職務に専念する義務の特例に係る取扱いのうち「育児職免」について、次のとおり改正します。

<改正内容>

- ・対象となる子の年齢

改正前：小学校就学まで

改正後：小学校6年生まで

- ・承認期間（時間）

改正前：30分以内

改正後：120分以内

※学童保育に託児している子等を迎えに行く場合の取扱いについて

改正後の取扱いに包含されるため、削除

<実施時期>

- ・令和6年2月1日

夏季休暇の改正について

国家公務員に適用される勤務条件との均衡を考慮し、夏季休暇について次のとおり改正する。

<改正内容>

- ・取得期間の改正

現行 7月1日から9月30日

改正後 7月1日から9月30日

ただし、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合にあっては、管理監督者の承認を得て、6月1日から10月31日の期間に休暇を使用することができるものとする。

<実施時期>

- ・令和6年6月1日（規則改正は令和6年4月1日を予定）

